

■議案第81号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

【要旨】

市町村長は人権擁護委員法第6条第3項の規定により法務大臣に対し、議会の意見を聞いて、人権擁護委員の候補者を推薦しなければならないこととされている。

人権擁護委員は、国民の基本的人権が侵犯されることのないよう監視し、これが侵犯された場合は、その救済のため、すみやかに適切な処置を採るとともに、常に自由人権思想の普及高揚に努めることをもって使命とするもので任期は3年で法務大臣が委嘱するものである。

本議案は、人権擁護委員「村上 秋生」氏が本年12月末をもって任期満了を迎えるため、引き続き同氏を人権擁護委員として選任したく、議会の意見を求めようとするもの。

●推薦を行おうとする者の氏名等

住 所	(略)
氏 名	村上 秋生
生年月日	(略)
推薦理由	村上氏は、教職を退職後ボランティア活動等、地域の活動を積極的、かつ、堅実に行っていることから、地域の人々の信頼は厚く、人権擁護委員として最適任である。